

（仮称）茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容（案）について

地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで各地方公共団体の条例で個人情報の取扱いや保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関するルールが定められていましたが、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等の改正により、法に行政機関等を対象とした全国共通ルールが定められ、令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることとなりました。

これに伴い、本市の個人情報保護制度について規定している現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、（仮称）茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定する予定としています。

法施行条例に規定する事項（案）

個人情報の取扱いや保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関するルールは法で定められることとなるため、法施行条例には、法の施行について必要な事項として、以下の事項を規定する予定としています。

1 趣旨

法の施行について必要な事項を定めるというこの条例の趣旨を規定します。

2 定義

- (1) 「実施機関」を市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び財産区と定義します。
- (2) その他この条例における用語の意義は、法の定めるところによるものとします。

※「条例要配慮個人情報」について

法で定められた「要配慮個人情報」のほか、法において、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めることができるとされています。

本市では、現行条例が定める「要配慮個人情報」の範囲は、法で定められた「要配慮個人情報」の範囲と同一であるため、現時点では規定を設けない予定です。

3 個人情報取扱事務目録の作成・公表

法改正により、市の機関における個人情報の保有状況を明らかにするものとして「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが新たに義務付けられます。個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル（個人情報のデータベース）ごとに作成され、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録事項などが記載されていま

す。

一方、法には「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」と規定されており、個人情報の保有状況を明らかにするための市独自の帳簿を作成し、公表することができるとされています。

本市では、現在、現行条例の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務目録」を作成し、公表していますが、「個人情報取扱事務目録」が個人情報を取り扱う全ての事務を対象にしているのに対し、「個人情報ファイル簿」はデータベース化された情報のみを対象としており、また記録されている本人の数が1,000人未満である場合は作成不要となるなど、両者を比較すると異なる点があります。

そのため、市の実施機関における個人情報の保有状況を明らかにするため、「個人情報ファイル簿」に加え、引き続き「個人情報取扱事務目録」についても作成し、公表することとします。

4 個人情報の目的外利用・提供に係る届書の作成・公表

現行条例と同様に、個人情報の目的外利用・提供をしたときは、届書を作成し、一般の閲覧に供しなければならないこととします。

5 保有個人情報の開示に係る「公務員等の氏名」の開示

保有個人情報の開示における不開示情報について、情報公開条例との整合性を確保するため、法で定められた不開示情報の範囲を条例で変更できる旨が法に規定されています。

茨木市情報公開条例は、職務の遂行に係る「公務員等（国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。以下同じ。）の氏名」を公開する情報として規定していますが、法には規定がありません。

そのため、職務の遂行に係る「公務員等の氏名」を保有個人情報の開示においても開示情報とすることとします。

6 保有個人情報の開示等の手続

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項については、法において、法の規定に違反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない旨が規定されていることから、以下の事項については、現行と同様の手続となるよう規定します。

- (1) 一部又は全部不開示決定において将来内容を開示できるものであって、その期日が明らかな場合は、開示可能となる期日をあらかじめ通知することとします。
- (2) 開示等の請求があった日から開示等を決定するまでの期限を請求があった日から15日以内（法では30日以内）とし、やむを得ず開示等請求に係る決定期間を延長する場合の期限についても、15日以内（法では30日以内）とします。
- (3) 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報を開示を受けた情報に限定しないこととします。

7 審議会への諮問

法において、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされていることから、審議会への諮問について規定します。

8 費用負担

現行条例と同様に、保有個人情報の開示請求に係る手数料については無料とし、開示文書の写し等の作成に要する費用を実費負担とします。

※行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

法改正により、行政機関の長等は、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための提案募集を定期的に行うことが義務付けられることとなりますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、提案募集は当分の間、任意実施とされています。

本市は、現時点では行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集を行う予定とはしていないため、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については条例に規定しない予定です。

9 個人情報保護制度の運用状況の公表

現行条例と同様に、毎年、個人情報保護制度の運用状況について公表することとします。

10 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。

施行期日

令和5年4月1日

スケジュール（予定）

令和4年9月26日～10月25日	意見募集
11月上旬	意見募集の結果公表
12月	条例案を議会へ提出